

xxmwg240@ybb.ne.jp

差出人: みどり公園課職員 <midori_koen@city.asaka.lg.jp>
送信日時: 2020年9月1日火曜日 17:16
宛先: xxmwg240@ybb.ne.jp
件名: お問合せの回答について

黒薮 哲哉 様

令和2年8月20日付けでご質問いただきました内容につきまして、次のとおり回答させていただきます。

朝霞市都市公園条例第12条第2項のURLを教えてください。または条文の全文をお知らせ下さい。

【回答】

朝霞市都市公園条例第12条の条文は以下のとおりです。

(占用料)

第12条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、占用料を納めなければならない。
2 前項の占用料の額については、朝霞市道路占用料徴収条例（昭和45年朝霞市条例第30号）の例による。

なお、朝霞市の条例や規則は市ホームページに例規集として掲載しています。

令和2年9月 1日

問合せ 朝霞市都市建設部みどり公園課長 大塚 繁忠
Tel 048-463-1111 内線2102
Tel 048-463-0374 (直通)
E-mail midori_koen@city.asaka.lg.jp